**平成２２年（フ）第６２３号**
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目１番101号
債務者　河内　知恵（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６３４号**
福岡市西区生の松原２丁目６番19―203号
債務者　中村　敏也（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６３９号**
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑576番地12
債務者　西村　美那
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６４７号**
福岡県朝倉郡筑前町篠隈225番地122ピースフル平山103号
債務者　星野由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６６５号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1042番地４コートルミエール104号
債務者　中山　寿雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第６９０号**
福岡市南区大池１丁目26番１―202号
債務者　仲上　文子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第７７９号**
福岡市東区奈多２丁目17番15―102号
債務者　仲田七三男
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第９９号**
福岡県久留米市梅満町1154番地１　吉岡ビル401号
債務者　山下　金平
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第１００号**
福岡県久留米市梅満町1154番地１　吉岡ビル401号
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第２９号**
鹿児島県薩摩川内市五代町698番地７
債務者　福元　友貴
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
鹿児島県阿久根市赤瀬川2791番地11
債務者　若松　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
北海道苫小牧市字沼ノ端611番地の25　アンジュール105号
債務者　杉山　結姿
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第５５号**
北海道苫小牧市字沼ノ端611番地の25　アンジュール105号
債務者　白鳥　綾子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第３５２号**
宮城県岩沼市里の杜３丁目７番７―2110号
債務者　本田　悟
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６９号**
仙台市宮城野区小田原１丁目６番28号　サンライフ小田原102
債務者　田中　伴昇
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５３号**
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目26番地６
債務者　山岸　裕章
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１号**
宮城県気仙沼市長磯鳥子沢77番地
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部